

### 統合過程における国家と周辺地域：血判誓約書形成過程の政治的意義

我部, 政男 / GABE, Masao

---

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

4

(開始ページ / Start Page)

239

(終了ページ / End Page)

284

(発行年 / Year)

1977-07-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002668>

## 統合過程における国家と周辺地域

——血判誓約書形成過程の政治的意義——

我部政男

### 一 はじめに

日本近代史研究における琉球処分ほど、多くの研究者の関心を引き付け、実践的な問題意識から追究されてきた分野もあまりないであろう。研究の量的な成果の集積と多様な関心のあり様に応じた質的な論議の展開は、実に琉球処分の多面的相貌を露呈している。<sup>1)</sup>

戦前と戦後とはその抱えている課題も異なるので研究状況の並列的な比較はできないが、ここでは戦後に時期を限ってみれば、戦後における琉球処分研究を大きく規定していた研究状況の一つに「祖国復帰運動のナショナルリスティックな側面のもつ統合（一体化）要因が実践的課題と結合して志向されたということであろう。このことはやはり敗戦によって占領下に入ったという歴史的事実を前提にしていることは言う

までもない。この現実の政治状況を内面化し、研究対象として認識していた過程には、たしかに、研究を刺激しあるいは促進させ、一定程度の成果を蓄積させてきたことを否定すべくもないが、同様に他方において、緊迫した政治状況が、研究の「結論」を性急に提出すべく求め、それに応えることを課題としてきたことも事実である。その影響は深刻であった。ごく大掴みに言って、その要請のために、基礎的な実証的な成果を着実にふまえて結論を出すということよりも、どちらかといえば、全体的に把握した一般的な意義を説く、という潮流に流れていた傾向を強く示している。

近代史における琉球処分の基調をなすものは、権力の集中化にともなう統合化<sup>(2)</sup>の過程であり、その統合の契機をある一つの形態として内包するという点において、琉球処分期の研究は復帰思想における統合（復帰・返還）の実現性及びその態様を模索するものにとつて、ある確実な可能性を保障し構想させる道標として握えられていた。しかしこれも六〇年代前半までの顕著な傾向であり、七〇年前後及び復帰の実現という新しい事態の出現はその様を一変させる。七〇年前後において「一体化」への拒絶として表現された言葉に「第三の琉球処分」という語を充てたのも単なる偶然ではなかった。このことは琉球処分への関心の高まりが、当時の思想的課題の相似性の自覚において、その根拠をえていたからであろう。この類比的関心こそが、琉球処分像の多様なあり方の分散状況を露呈させてしまっているといっても過言ではなからう。

今日、また研究状況は大きな地殻変動の衝撃によってその亀裂を深めている<sup>(4)</sup>。

さて、琉球処分の考察にあたって、つとに論議の対象となったのは、処分<sup>(3)</sup>（権力の）に対して、民衆がどのような対応をとり、どのような反応を示したかということである。また、行動で示さなかった時ですらその意識状況の意味するものは何であるかということの解明も含めて、この課題は関心をもたれてきた。換言すれば、琉球処分における民衆史像はいかにして構成するか、またそれは可能であるかとの問題であり、この解明なくして、琉球処分の歴史的意義も論じられないからである。琉球処分とは一体何を意味するか、仮の定義として、琉球処分とは、統一権力の統合化による明治初年の沖縄地域の政治状況ということができる。

ここでいう処分の主体とは明治政府（明治国家）であり、処分の客体とは琉球の民衆であろう。処分の直接の対象である首里王府の反抗はともあれ、民衆の対応、反応に注目することは、そのあり方の如何によつて、政治権力（統一権力）の正統性を問うことになるからである<sup>(5)</sup>。

筆者はこの正統性と運動部分（復帰運動）における政治的正当性を結合させたところに、特に、復帰実現の後に、研究状況を混乱に陥し入れた大きな原因があったのではなからうかと考える。

琉球処分の意義を提示するにあたって、その予備操作として、筆者は、処分期における、地方的、あるいは村落的なレベルにおける種々の集団の行動や形態についての個別実証的な調査・分析がなされる必要があるように思う。集団の取り上げ方の如何によつて、処分に対する民衆の反対、賛成の意味する内容すらが全く異質化していくからである。特に、統一権力（明治国家）から見て、周辺地域にある沖縄地方を取り上げる場合においてこのことはなおさら必要である。

今日の研究の段階で、全沖繩的な規模での民衆史像の構築には、必ずしも成功しているとはいえない。

この民衆史像の創造という立場から、処分期における唯一の民衆暴動ともいべきサンシイ事件<sup>(6)</sup>には特に関心が払われてきた。サンシイ事件は、琉球処分反対運動の最も突出した側面を持っているが、その行動の主体は何に求められるか、またその組織化はどのように進行していったのか、という点になると、その評価ともからんで見解も分れている。

周知のように、琉球処分とは、いわば集権化への過程であり、それを通して、新しい政治体制が確立していく初期の状況である。明治国家によるこの周辺地域の統合化のなかにあって、旧支配層による、初期県政への非協力Ⅱ不服従の運動が展開される。脱清行動<sup>(7)</sup>もその一つであるが、小論においては政治学的な観点から、反抗運動の組織化の問題として、血判誓約書の作成回路に焦点を絞り、反抗運動のダイナミックな側面を明らかにしてみたい。また運動に参加した士族の心情とはいかなるものであったかを激動の時期にしぼって明らかにしてみたい。ここに言う政治学的観点とは、処分期における重層的に成立する支配・服従関係を歴史的に解明することである。換言すれば、旧来の主体としての首里王府と客体としての民衆の関係の中に、新たに明治政府という統一権力(明治国家)の積極的な周辺地域の統合という介入によって、惹起される政治の状況化のなかで形成される新たな政治体制の確立過程の究明である。

## 二 研究と問題点

サンシイ事件の問題点がどこにあるかを明らかにすることは、同時に、現時の研究の水準を示すことに

なる。これまでの研究の中で、筆者が高い水準を保持していると思うのは、新川明の「サンシイ事件」と民衆像<sup>(8)</sup>である。その理由の一つは、新川明の民衆像の描き方にきわだった特色の存在することである。新川明は動的な民衆の側面、「時には旧支配層に対する敵対的な告発者<sup>(9)</sup>であり、時にはきわめて保守的な体制擁護の「援護者<sup>(9)</sup>としても行動する」<sup>(9)</sup>二面性に焦点をあて、それを「支配と被支配の社会構造の形成と持続における強制と受容の相関関係<sup>(10)</sup>」のなかで具体的に把握する手法を試みて、その民衆像を構成している。新川明の成果に依拠しつつ、サンシイ事件に関する諸説を批判的に見ていくことにする。新川明は、サンシイ事件のあらましを概観したところで、次のように述べている。

「サンシイ事件<sup>(11)</sup>という過激な行動まで派生させた明治新政府に対する抵抗運動を当時の民衆の動向とのかかわりの中で、どのように規定するか、ということは、琉球処分<sup>(12)</sup>の歴史的意義の評価と直接的にかかわるものである。」

と、指摘して、さらに新川明は「処分Ⅱ不服従運動の主体を士族・支配層のみに限定するか、一般民衆まで含めて拡大するかによって、これまでの見解は二つに分れていたとする。

新川明は二つの見解を(A)と(B)に整理して次のように示している。

(A)は、「処分Ⅱ不服従運動を、士族・支配階級だけのものとするもので、一般民衆は一部の下級士族も含めて「処分」を待望していたと考える見方で、この見解の立場に立つ人に、新里恵二(比嘉春潮・霜多正次・新里恵二『沖繩』、金城正篤、名嘉正八郎がいる。

(B)は、人民が併合に反対したとする見解で、それは井上清によって強く支持されている見解である。

新川明は相対立する見解を比較して、(A)の見解に対し「八人民が反対したとはいえない」と断定するに  
は、当時の△反対運動△という具体的現実の存在と、△琉球処分<sup>(12)</sup>の歴史的意義△の評価を、性急に短絡さ  
せた論理<sup>(13)</sup>だと指摘する。

続けて、新川明は宮古島の「サンシイ事件」を当時の民衆の動向の中で、どのように位置づけるのか、  
という点に限って、従来の研究者の中から、伊波普猷と新里金福、宮城栄昌<sup>(13)</sup>の見解を取り上げている。ま  
ず、伊波普猷の見解について、新川明はこう述べている。

例の血判誓約書について、「首里の差し金によったもの」で、民衆が自発的にやったものではない、と  
しながらも「だが時の藩民の心持ちはそうであったにちがいない」という『琉球古今記』。ここで伊波  
も、当時の血判盟約による反日運動が、民衆もふくめた『藩ぐるみ』のものであったことを暗に認めて  
いるわけだが、その歴史的意義については明確にしてない。<sup>(14)</sup>

伊波普猷の見解で注目すべき点は、血判誓約書が首里王府の「差し金によるもの」だと指摘したこと  
である。またその指導命令を受け容れる客観的状况として「藩民の心持はさうであったに違ひない」と直  
感的に述べているが、この点は伊波普猷の琉球処分観である「奴隷解放」説との関連で今後検討すべき  
課題であろう。勿論、血判誓約書が首里王府からの命令で作成されたものである点は、小論で利用する個  
個の史料やあるいは他の史料によっても明らかにされている。

新里金福は「サンシイ事件」の中で、こう述べている。

長期的な歴史の流れからすれば、実はサンシイ事件は例外的な事件にすぎなかった。そして、薩藩置県

前後の一般民衆の動向はむしろこのサンシイ事件とは逆の方向に進みつつあった。(中略)さらにそれを  
沖縄本島における当時の民衆や下級士族たちの動きと関連させて総合的に考察する時、このサンシイ事  
件が歴史の全体的な大勢からすれば実は偶発的な事件であった。<sup>(15)</sup>

新里金福が、サンシイ事件の暴動の主体を士族層のみに限定しているのか、農民をも含めているのか、  
ここに述べられていることからは必ずしも明瞭でないし、伺い知ることもしかない。このことは後に検討  
を加えることとして、新里金福のように、暴動形態をとるサンシイ事件を評価して、「例外的」だとか  
「偶発的」だと断定を下すことは、偶発的、例外的な事件の不連続の連鎖によって展開する歴史の動的な  
実態を明らかにすることをむしろ困難にするであろう。

筆者は一見、偶然性、例外性を色濃くおびた事件がどうして発生したのかを具体的史実を究明する作業  
を通してその特質に迫ることこそが、大切ではなからうかと思う。サンシイ事件は士族及び農民を含めた  
民衆暴動であり、琉球処分期における最も象徴的な事件としての性格を持つものである。その象徴性は、ま  
た宮古が沖縄の周辺地域であり、沖縄が日本の周辺地域であるという二重の意味を合せ持つものである。

新川明をはじめ、これまでの見解の基底には慶世村恒任『宮古史伝』、稲村賢敏『宮古島庶民史』、比嘉  
春潮『沖縄の歴史』がふまえられている。さらに今日では『沖縄県史』、『那覇市史』に収録された関係の  
基本史料の利用も可能になった。

その他に検討すべき見解もあるが、それは他日を待つこととして、仲原善忠のそれを見ておくことにす  
る。仲原善忠は、述べている。

置県反対者は主として家格者達であつた。附和雷同の徒が多い。一般の平士はわずかの具眼者の外時勢を見る明がなく何とも決定がつかずふら／＼し、強硬意見にひきづられてはいるが、個人的の考えは、漠然と新時代を望んでいる者が少なくないことは情報蒐集者のレポートに多く出ている。(中略)伊波・幣原・喜舎場氏らが、単に首里・久米村の上層気流のみを著目し、その限界内で記述したのは止むを得ないが、下層の気流はまさに反対で、例の血判書は首里政庁の示唆によつたか或は波平事件の反作用であろう。(16)

仲原善忠は、血判誓約書が首里王府(藩)の八示唆によるものであらうと推察しているが、その根拠になる具体的な史料を掲げているわけではない。この点では、先きの伊波善猷の「差金」説も、ほぼ同一地点にあると見て差支えないであらう。

血判誓約への署名行為が、△波平事件▽の反作用であらうという仲原善忠の見方は先きの新里金福の見解との関連の同異でも興味をひく。すなわち、新里金福の「通例」とする流れが、何であるかという点において。

△波平事件▽とは、民衆の旧藩政(首里王府)に対する不満を「悪政に困弊する島民を公道の下に救」うことを目的として、表面化させた島尻与人波平恵教なるものを、叛逆行為をなした主謀者として斬罪し重刑に付したのをいう。この事件を契機として、首里王府への批判に対しては徹底的に弾圧していく方針がとられていく。この強化された支配が民衆を極度の恐怖に落し入れ、民衆の心理に権力の意向を進んで受け入れる素地を作つていったであらう。こうして表面的には「自主的」な服従の形態が確立していくのである。この仲原善忠の「反作用」というコトバに注目する時、サンシイ事件の偶発性のみを目をうばわ

れることは、歴史における民衆のダイナミズムが時として反作用として働くことの意味を把握することはできないであらう。

さて、以上の見方を検討してみた結果、問題は民衆(士族・農民の混成集団)の反抗が自発的、自主的な行動であるのか、それとも強制的なものかという点である。もし、自発的、自主的な側面があるとするればその実質を示す必要がある。また強制的なものであれば、その強制的形成される過程を具体的に示すことが大切であらう。また反抗が士族を主体とするものであれば、士族が行動に立ち上がる必然性を明確にする必要がある。

これらの点をサンシイ事件を具体的に分析する中で明らかにするのが、小論の作業の目的でもある。しかし、断るまでもなく、この作業の結果、民衆が処分に反対したとか、賛成ないしは支持したとかという点と処分の歴史的意義とを連結して述べるつもりはない。従来すでに指摘されている「差金」説や「示唆」説の実態を実証的に分析し、一地方レビューにおける集団の行動を提示するに、敢えてとどまるものである。

最後になつたが、最近、『沖縄県史』<sup>(18)</sup>において、西里善行はサンシイ事件に関連してこう述べている。宮古島の旧支配層にとつてこの「サンシイ事件」は、血判誓約をたてに全島民を県政反対運動へまきこむ絶好の機会であった。しかし、従来「特権」をふりかざして一般農民層を思いのままに搾取、収奪してきた旧支配層は、ついに全島民を県政反対運動へ結集することもできないまま、同年八月、那覇から警官隊が出動して首謀者の奥平らを逮捕するや、この「サンシイ事件」はあっけなく落着した。

暴動が「あつげなく落着した」理由を明らかにすることは、その事件の性格を明らかにすることにもなるが、西里喜行はこの点を究明しているわけでもない。西里喜行は、首里王府の抵抗運動の組織化によって明治政府との対立状況を「八二重権力V状態」と呼び、この渦中において「サンシイ事件」の起きたことを指摘しつつ、「平良五か村以外の一般農民層にいたっては、平良の士族の暴動を、むしろ冷ややかな態度でながめていたものとおもわれる」と述べている。これは暴動の主体を平良を中心とする区域に定住する士族であることを指摘したものである。この場合の「二重権権」状態というコトバは、明治政府（明治国家）と首里王府の併存的状況を想定しているように思われるが、発生の基盤を全く異にする等質的な権力という点で、筆者はこの状況を統一権力の統合過程における八政治の状況化Vとみている。この点は、後で述べることにしよう。とかく両権力が、一時伯仲し、分水嶺的状况にある時、このバランスの崩壊と転換を象徴的に示したのがサンシイ事件であった。

### 三 血判誓約書の存在

血判誓約書の具体的存在を通して、その意義を明らかにすることにしよう。

明治政府に対する不服従Ⅱ非協力の反日運動が、宮古島で暴動化し、親日的人物（下地仁屋）を一人凄惨なリンチ（私刑）によって殺害にいたらしめた事件を通称サンシイ事件という。この暴動の特色は、宮古島の士族・支配層と農民による合作的な色彩を濃厚に持っているということにある。すなわち、暴動に

参加しているのは士族ばかりでなく、強制されているとはいえ、農民も参加していると見ている。血判行為も反抗への参加を意味しているものと解する。しかし、反抗や暴動に民衆的要素があるということ 주장しているわけではない。この点の具体的な説明は、先の伊波普猷の「差金」論、仲原善忠の「示唆」の実質のあり方を知ることになる。

事件は、血判書の誓約にもとずく、旧支配層Ⅱ士族の組織的な県政ポイコット運動が、明治政府に協力した一人の不信の徒なる人物の公然たる出現によって、暴動に及ぶ。協力者の出現は、まさに首里王府及び階層的な役人社会への挑戦とうけとめられたのである。

しからば、その血判誓約書<sup>(19)</sup>はどのような形態をもっていたらうか、今日、その現物を手に取ることはできないが、その写真を伊波普猷の『琉球古今記』で見ることが出来る。これまで、幣原坦『南島沿革史論』、伊波普猷『琉球古今記』<sup>(20)</sup>、久布白兼武『原応侯』などによりその内容は伝えられてきた。写ではあるが、この血判誓約書・証文及び謝罪書が、『三条家文書』<sup>(21)</sup>、（国立国会図書館憲政資料室）、『鍋島直彬沖繩関係文書』<sup>(22)</sup>（沖繩史料編集所）に残されている。

まず、この史料(1)、(2)、(3)、(4)を見ることにしよう。

#### (1) 証文

- 一、当村帳面みやらひ共（娼妓ノ如キモノヲ云フ）大和人滞留中船々通ヒ差留候様堅ク取締可致事
- 一、何方ニテモ酒宴遊興不致様堅ク取締可致事
- 一、大和人并下遣ノ琉人共ト取合不致様毎度申論シ取締可致事

一、大和人共相逢尋事等有之候者言語不通ノ形相廻候様取締可致事

附琉人通事ニテ相尋候義モ候者不存之段致返答候様

右者共旅妻登満ひ方頼入品物等相給候共屹ト可相断旨取締可致事

一、当時島中每物御取締被仰付置候事々口外不致様取締可致事

右條々堅ク取締可致候若違背ノ者出来候者私共流刑被仰付度奉存候為後證如斯御坐候以上

卯閏三月

瓦原（ニサイ頭ヲ云）

伊波筑登之 搦印

差原（百姓頭ヲ云フ）

伊宗根□や 搦印

以下十六人

(2) 誓文

一、大和人御下島大和江致進貢候様被申候者当島ハ往古ヨリ琉球江進貢仕候以來段々蒙御鴻恩申事ニテ

何共御請難成段致返答何分相威シ候共嘗而相断可申事

一、右通相断若御採用無之刃物等拔出切果涯成立候此儀島中存亡之境節ニテ聊身命ヲ不惜可相断事

一、大和人ヨリ押々役職被申付候共則ニ相断可申事

一、大和人ト内通ノ儀ハ一切致問敷候事

右之條々相背共所中ニテ本人身命打禿シ父母妻子ハ流刑致候仍而誓約如件

卯閏三月

土原姓当藏八拾

平良親雲上

春信 血判

馬統姓当藏七十八

砂川親雲上

良祥 血判

（以下略ス）

(3) 血誓誓約書

諸間切へ大和人並諸役人衆ヨリ大和人ノ下知ニ随ヒ候様申懸候節ハ御當地人民ハ祖親以來段々君恩ヲ蒙居候処當分ノ御取扱相成候迎御下知ニ随ヒ候而ハ於情義何共難默止譯ヲ以テ屹ト御断假令武具ヲ以テ威ヒ段々逢打擲候共少シモ心志不変様相固ミ萬一殺害逢候者ハ葬式祭祀料ハ間切向行衛ノ事ハ諸間切ヨリ銅錢五萬貫文可相與事

一、地頭代以下役々文字兩惣地頭御供ノ内大和人ニ随ヒ勤向請合候者ハ村向間切ニテ致斬首其首尾諸間切へ可申出事

一、前後並村々掟加勢師匠頭々其外住居人共勤問致請合候者ハ前条通斬首ノ事



一、大和人於村々爲致對面候様申懸候節ハ掟役儀御断相成候以來頭々茂相断罷居不申段申含自然相背致對面候ハ、前条通斬首ノ事

附右牀ノ者出来候共斬首不致候ハ、其村間切役々江者諸間切ニテ斬首致事

- 一、大和人ヨリ米錢其外諸品物相與候共曾不請取様自然相背候者ハ右同断
- 一、間切頭役並役々外宿ニテ致動向候次第又ハ吟味事取締向等大和人方江相洩シ候者ハ前条附右同断
- 一、番所並ニ脇々江罷居候大和人詰宿へ罷出諸品致買候者科銅錢三百貫文可申付事
- 一、於番所大和人下遺頼入候共少モ請合不致様自然相背者ハ本人ハ前条通斬首與親類迄モ吟味ノ上其取扱可致事

一、右ヶ条諸間切固ミ置候段父母妻子共ニ相洩シ候者ハ前条同断

右条々通諸間切吟味ノ上取締仕置候間各間切中嚴重致取締其首尾諸間切月番方へ申出左候テ取締<sup>(4)</sup>ハ地頭代ニテ可致格護事

光緒五年 五月十一日

(4) 謝罪書

過般廢藩ノ際ニ当リ大ニ不良心ヲ生シ新泉ノ命令ニ不隨ノミナラス徒党致箇ノ誓約ヲ構結シ政府ニ背反仕候義何共恐懼有余ノ至リ夫ニ醉生焚死ノ心ヲ以テ如斯ニ立至リ今更悔悟仕候就テハ夫々嚴罰ヲ蒙リ奉ル可キノ処政府寛大特別ノ仁慈ヲ垂レ如斯ノ重罪如斯大科ヲ法ニ準セス律ニ問ハス一統御赦免ニ相成候段一同感泣至極奉存候依テハ各自憤発一層旧來ノ惡弊ヲ洗除シ愈益大政府へ報義謝恩ノ為メ且前非悔悟

ノ赤心ヲ顯シ可奉為メ將來如何ナル命令ヲモ違背仕間敷依之謹而御請書如斯候以上

明治十二年十月一日

沖繩県何村

何之誰 印

連名

ここに取上げた史料は、時の行政担当者も認めているように「各村文案ノ少異アリト雖モ其旨趣ニ至テハ大同ナリ」で、あることを示している。

さて、(1)、(2)の史料はサンシイ事件に直接に関係する現地から発見したものの写であることは、署名筆頭者の名が平良春信、砂川良祥の血判から始まっていることから明らかである。この史料は事件の担当者であった園田安賢が一八七九年(明治一二)九月二日、太政大臣三条実美と安藤中警視宛に送った書簡に付されている。(3)、(4)は沖縄県令鍋島直彬により、三条実美に送られた書簡と付属資料である。

血判誓約書の性格は支配・服従関係から見ると、服従の内容であり、守るべき行動の規範を示していることにある。特に、地方役人の行動がサブリーダーとして重きをなす点を重視し、その行動に多くの注文と規制をなし、違反した場合には斬首に処すという強制的極限化的手段を示している。しかも違反者には、その家族をも含めて刑罰に処すという共同体的規制をも利用しつつ服従を強要している。とはいえ、血判誓約の内容を「父母妻子」へ漏らすことを厳禁している。この点はいみじくも、血判書の士族的性格を垣間見せている個所である。後に述べるように、この血判には「村中の老若男女の名が悉く羅列して」あ

たとの伊波普猷の証言があるが、すべての人が血判すれば、内容を秘密にする必要もなくなる。警察や内務省の役人に探知されたくないという配慮からのことだとは思うが、この点、老人や妻に秘密にするということと「村中」の者が署名してあったという両者の関係については、今後に検討を要するであろう。

ともあれ、ここに示した(1)、(2)、(3)の史料は首里王府の指導<sup>11</sup>命令のもとに全士族及び農民が結束し、明治政府への不服従の姿勢を貫徹すべきだということばで埋められている。ところが(4)の史料はこれらの運動の目的が挫折し、解体した時点で、新しい服従関係の成立したことを告げている。両者はいわば両極に位置する性格を持っている。すなわち血判誓約行為に対し「悔悟ノ赤心ヲ顕シ可奉為メ将来如何ナル命令ヲモ違背仕間敷」との態度の変心は、文字通り、新しい、支配・服従関係の創出を意味していた。同時に、血判誓約による村ぐるみ、島ぐるみ、藩ぐるみの反抗運動の一角が崩壊しつつあることを物語るものであった。

この史料によって明らかのように、血判誓約書を直接の媒体としての反抗運動の期間は、三月から十月の初めまでの七ヶ月間ということになるが、実質的には処分時からサンシイ事件の爆発までの期間として取り扱う方が適当であろう。

さて次に、三つの点を明らかにすることを通して事件の核心及びその特質に迫ることにしよう。一つはどのような回路を経て誰が中心になって血判誓約書が作成されたかという点と、あと一つは、血判書に誓約した士族層がいかなる論理で署名し、行動に立ち上ったかの心情を説明する点、最後に農民のおかれていた立場を説明することなのである。

#### 四 血判誓約書の作成過程

血判誓約書の作成経緯を明確にすることは、事件の展開過程、すなわち暴動の指導層とは誰であるかという点や、運動の組織化がどうして農民にまで及んでいったかという点、を分析することへと連結する。事件の直接的な発端を、奥平昌綱の証言<sup>(24)</sup>を中心に辿って行くことにする。

「処分」にもなつて宮古島にも二〇名余の警察官が派遣されて廃藩置県の趣旨を伝えた。在番仲村親雲上以下の琉球官吏に免官辞令を交付し、従来<sup>(25)</sup>の在番仮屋をもつて警部派出所にあてた。ただし、頭以下の役人はそのまま勤務するように命ぜられたが、「旧官吏皆ナ命令ニ随ヒ難キ旨ヲ」もつて出仕を拒んだ。時に一八七九年(明治一二)旧四月、旧藩の残務整理のため役人十数名が会合を持った。参加メンバーには旧在番役仲村朝諒、旧検見役与那原親雲上、同野里親雲上、旧在番筆者伊集親雲上、真栄原筑親雲上、旧頭砂川良祥、平良親雲上、狩俣旧首里大屋子亀川忠備、松原旧首里大屋子垣花忠宝、多良間旧首里大屋子与那原惠康等、宮古地方の実力者の顔があった。会談は藩制を挽回するために、明治政府の命令に従わないことを確認するという<sup>(26)</sup>ことに発展していく。明治政府への不服従<sup>11</sup>非協力体制の確認事項は全島民のレベルにおいて徹底させることが緊急の課題であるとし、参加者全員、異議なく、全島民の誓約の必要性を認めることを決定したのである。

かくして、血判書の文書を作成することとなったが、この件をさらに、西里旧与人立津親雲上、諸久里旧与人伊志峰親雲上、西原旧与人亀川筑登之等の意見も聞いて血判書の作成を完了した。直に、この血判書の誓約者を組織化するために全島各村の旧与人、目差の召集が命ぜられた。血判書の文面に對し異議ないものはこれを写し取り、各村の士族及び農民にもれなく血判させる態勢を確立するのである。もちろん、士族層の組織化も急速に推し進められた。しかし、後で触れるように血判誓約書の内容から見て、血判誓約文の作成は、現職の役人である士族が考案したものではなく、すでに原文は首里王府より届けられていたと見た方が妥当であろう。

先の誓文の筆頭者は平良春信親雲上であるが、この件に関する奥平の証言は「平良親雲上ナル者八十有余ノ高年加ルニ聾者ナルヲ以テ巨細ノ評議ニ干ラサル而已ナラス仲村朝諒旧官宅ニ於テ初発ノ評議ニ会同セシ迄ニテ後誓文ニ血判ノ節モ不参ニ付旧威元筆者亀川筑登之ヲ以テ該宅ニ差遣シ血判致サセ候」となっていて、完全に一致している。高齢者を先頭にもってきたのは、いかにも士族的な様式である。

奥平の証言によって、血判誓約行為による反抗体制が旧支配を中心に結成され、次の段階に、士族及び農民層を含めた組織の拡大化となって浸透していったことが明らかになった。ところで、この証言で、伊波普猷や仲原善忠の指摘した首里王府よりの「差金」や「示唆」があつて組織が進化したことは明らかにしたが、それに応えた士族と農民とは必ずしも共通な意識で結ばれていない。士族社会における結束には、自主的参加の側面もあるが、農民の場合は異なっていた。もちろん士族社会内部においても上級・下級の間に程度の差異はあつた。

次に、暴動の直接的な契機となつたのは何であつたかを示しつつ、先の問に答えてみる。暴動の発端を、奥平の証言で構成してみることにする。

下里村士族下地仁屋が、かねての血判誓約に背いて、警視派出所に採用されたので、一八七九年（明治十二）七月一四日、誓約に従つて、その両親と弟を伊良部島へ所払（追放）という私刑に処した。血判の条文に従えば、下地も斬首に処せられることになつてしたが、相手の勤務先が警察であるだけに容易に手が下せない。明治政府に協力する下地仁屋への反感と憎悪は、血判誓約を堅持する士族の間に横溢していた。下地仁屋の出現によって、士族の不満の対象となる象徴が形成されたのである。かくして状況は一触即発の危機を強めていた。たまたま下地仁屋が人妻に手荒な取り扱いに及んだという風説が伝わり、士族の反感は一挙に絶頂に達した。奥平昌綱らを中心とする士族・役人達は、下地仁屋の誓約違反に対する公然たる行為を糾弾するために、遂に、行動の開始に及んだのである。下地仁屋に対する士族の反感情には二つの側面が考えられる。一つは下地仁屋が「不信の徒」であること、二つは下地仁屋が従来の人役の出世序列を無視し「役職」に就いたということである。星功序列を基盤にした出世の思想が下地仁屋をして嫉妬の対象になり憎悪となって攻撃の目標に定められるのである。

奥平昌綱の証言にいう。

兼テ背約ノ所為モ有シナレハ不問ニ差置キテハ全島士民ノ取締ヒ出来兼ルコトニ付前書五ヶ村若者共ニ命シ警視派出所ヨリ下地仁屋ヲ引出シ来ランメ其越度ヲ取糾シ相応ノ処置ニ及ヒ余衆ヲ懲ラン置カント存シ洲鎌旧与人大宜見筑登之外吾人前条ノ趣意相違シ尚ホ跡ニテ小使四人ヲ馳セ遣ハン各村番所へ早々

「ニサイ」(若者)相集メ候様相達シ且旧在番役仲村朝諒旅宅へ旧脇目差亀川筑登之ヲ使トシテ前条ノ処置ニ及ヒタル段申遣ハシ候処未タ何等ノ返答モ無之中(ニサイ)若者勢ニ乗シ大勢集合已ニ暴挙ニ立至ルヘク景況ニ付下地仁屋儀ハ当役場へ引連レ可参迄ノ管故途中ニ於テ打殺シテハ相成ラサル旨集合アル(ニサイ)共へ旧脇筆者大宜見仁屋下里村旧加勢勝連仁屋ヲ以テ申遣ハシ置キ間モナク旧在番役仲村朝諒旅宅へ相越シ候途中全人則チ仲村朝諒並旧在番筆者伊集親雲上ニ出会シ全道ノ際前書勝連仁屋ナル者ニ出逢ヒタル曩キニ申遣シタル云々集合アル(ニサイ)共へ未タ達セサル中前条五ヶ村ノ(ニサイ)共凡千二百人計相集リ既ニ下地仁屋ナル者ヲ監視派出所ヨリ引出シ途中ニ於テ乱打ニ及ヒ候内東仲宗根氏不知恥ガ最後ノ殴打ニ因テ遂ニ失命致ス也<sup>(忠)</sup>

以上が事件当日、七月二二日の内容である。はたして、下地仁屋が血判誓約書に署名していたかどうかということは、今や永久の謎となつてしまった。この事実の有無よりは、下地仁屋が士族身分を保有していたながら明治政府に採用されたという行動の方により重要な意味があろう。

ところで、この暴動の行動者である「ニサイ」なる若者衆の身分が士族であるか農民であるかが、この場合より決定的な意味を持つ。しかし、この証言はそれを不明にしている。筆者はニサイ集団なる「暴徒」は士族であり農民であつたらうと見ている。参加者の千二百人という数字はおそらく正確な数字でないかもしれない。それでもその数字にこだわると、「暴徒」は士族、農民の若者衆の混成集団だと見た方が妥当であろう。この理由については後に触れることにする。さて、ここで、士族層はともあれ、農民のニサイ集団の参加者が自発的、自主的なものであつたかという点、それはそのコトバの内容による。血判誓約書の署名は首里王府からの強制であるが、波平事件以来の厳しい弾圧制度の一連の文脈の中で考えるとその強制に自らを適應すべく、心理的には「自主的」「自発的」な行動として、血判誓約を實質化する必要に迫られたことも考えなくてはならない。強制の過度の弾圧に対する行動が表面的な「自発性」を喚起することはありうるからだからである。このことは、先の仲原善忠の指摘にもあつた波平事件の「反作用」としての側面をサンシイ事件に見ないわけにはいかない、と述べた理由でもある。しかも、このことは士族、農民両方にいえることである。

また、もう一つの理由として、筆者は下地仁屋が血判誓約に違反していることを通報してきたのは士族ではなく「平民」アサキなる人物であつたということである。平民(農民層)が役人層(士族層)に服従し、その行動方針を支持するということは、「法(血判誓約)の違反者に関する自発的な情報を与えること」とにより顕在化しているのである。この点においても農民の参加があつたと認められよう。この平民からの通報すなわち「同約人民ヨリ届出タル上ハ不問ニ差置キ難ク」ということが、暴動への導火線になつている。これらのことからして、暴動そのものに、農民層のニサイ衆(若者衆)の「積極的」な参加があつたことは想像するにさして困難でない。ただ、混成集団の中の士族、農民の比率の確定ということになると、暴動発生地、及びその周辺近郊により多く士族層が集中している事実も考慮すべきであろうし、俄に連断はできない。この件に関する説明は宮古社会における士族層の位置とも関連して、今後に残された課題である。

## 五 血判誓約書の浸透過程

ここでは、血判書作成というルートを別の文書で検討してみよう。ここに取り上げるのは、先に示した園田安賢の安藤宛の書簡である。園田は松田道之らと処分のため来島中であったが、宮古島での民衆暴動の報に接して、急遽、現地へ向けて出発することとなる。一八七九年（明治一二）八月三日、暴動の余波に揺れていた宮古島は、未だ緊迫した空気につつまれていた。

園田の書簡は伝えている。

人民等ハ依然傲慢ノ挙動ニテ同島中ニテ最モ兇悍ナル。イチマ村ノ人民五六拾人ヲ相募リ竹鋸等ヲ相携候トノ探知ナル云々小官等ハ右三名ト同道上陸致候処土民等ハ在番所近傍山上等江群集致シ居候<sup>(28)</sup>

騒擾と陳狂に苛立つ島民に向つて、園田は「良民ニ書ヲ為ス可キ者ニ無之」ことを力説して、硬直した島民の態度を軟げようと試みている。

事件の「真相」解明を急ぐ園田は、役人に対し出頭を命じた。捜査の主眼を「主謀者」と「下手人」の割り出しにおいた。暴動とはいえ、計画的、組織的になされているだろうと、園田は当初より見ている。すなわち、

縦令五ヶ村ノ人民一同ノ取計トハ乍申其主謀者ト手下シ候者ノ相分ラサル条理無之如何トナレハ斯ノ如キ義ハ一旦多数集合致シ吟味ノ決シタル上ノ事ナル可シ<sup>(29)</sup>

と、園田の予感<sup>(30)</sup>は適中する。

園田は役人に対し主謀者の早期調査とひきわたしを要請し、逮捕は役人の責任であることを意識的に強調した。しかるに、役人らは「之ヲ厳密取調フルニ於テハ村中一同騒動スル必セリ」と、暴動が島民の強い結束でなされていることをたてにとり、調査の困難性を述べている。園田のたびかさなる執拗な追求と叱責の結果、事件の背景が浮び上ってきた。役人荒城にやを召喚、拘置し、その白状によって、はからずも事件の全貌が明るみに出る。すなわち、

本年四月中役人等ヲ始メ宮古島三十五ヶ村ノ人民老若男女血判ヲ以テ盟約致候儀ニ源因スル事ニテ頭砂川親雲上下地親雲上ノ兩人其造意者タル義判然致候<sup>(30)</sup>

こうして、事件が血判誓約の実質化を志向したものであり、行動の直接的な原因がまた血判誓約書に由来することが判明したのである。しかし、園田は「盟約ノ造意者ハ宮古島役人等ニ止マルヤ置県后沖繩ノ事情ヲ考フルニ或ヒハ旧三司官ニ及ブニ至ルヤモ難斗<sup>(31)</sup>」と述べて「藩ぐるみ」の反抗態勢が確立していたのではないと考えている。事実は、宮古島の場合も例外ではありえなかった。

『琉球見聞録』には、不服従、非協力について、「旧三司官等は掃て衆官吏と協議して以為士民一般心志を固め日本の命を拒絶し以て清国の援兵を待つべし<sup>(32)</sup>」との記録があり、「士民一般心志を固」という方針が決定されている。

また、その署名血判を通しての組織化ということに関連して、述べていることに、

毎日中城殿に聚会せし旧衆官吏は松田の命令を辞絶し国中人心一致して義を守るの方法を講議す亦各村

士族は各学校に集合し而して各村幹盛たる者四名宛を選抜し国学に集め凡そ松田との應答及び施行する所の事々逐一報知せしむ且志操を固持し団体を締結し日本の命に従はずして以て清国の援兵を待つべきことを内命す是を以て士族等激昂奮勵し日本の命令を奉じ官禄を受くるものは首を刎ねて赦すことなし若し其害に逢ひ義に死するものは共有金を以て妻子を撫恤救助すべきの誓約書を製し人毎に連署捺印せしむ三地方各間切吏員等も誓約を締ぶこと亦此の如し<sup>(33)</sup>

ここには誓約書の原形が首里王府の中枢部において作成された事実が語られており、園田の推察と全く一致している。

血判書そのものに触れているわけではないが、首里王府と地方役所とに緊密な連絡の取られていたことは「未タ役人并ニ人民ニ至ルマテ同一轍ニ有之御達書告諭共一同拝承仕候処心服之者モ無之」<sup>(34)</sup>状態であったが、「是或ハ首里等ヨリ教唆者アリテ預メ是ヲ聯合セシムル」<sup>(35)</sup>結果であろう、ということからも窺える。また「旧藩庁ヨリ士族へ対シ或ル内密ノ達シヲ為シタルコトアル」<sup>(36)</sup>は確実であり、反抗は「専ラ旧藩庁ノ誘導」<sup>(37)</sup>によるものと見ていた。これは島尻地方の例であるが、

村々人民ノ心情ニ於テハ充分ノ本邦(日本)ノ政治ヲ希望スルノ景況アルモ番所役員ノ威ニ抑制セラレ又後日ノ督責ヲ恐レ轍ニ是ヲ唱ニサルノ模様有之<sup>(38)</sup>

と伝えている。これは逆に言えば、血判誓約そのものが、厳しい制裁をもってなされたことを示すものである。農民は血判行為を通じて、その真意はともかく、表面的には、王府への「忠誠」を表明したということになる。血判書、誓約の文意が二三の字の異なるのを別として、その形式までもほとんど同一で

あることは、運動が、多様に形成されたと見るよりも震源地は一ヶ所、首里王府であり、それが血判誓約を媒介として波及していったと見た方がより妥当であろう。

こうして血判誓約書の発覚によって、関係の役人は逮捕され、糺問の結果、役職にあった事件の主謀者としての責任を負い懲役に処せられることとなったのである。

慶世村恒任は『宮古史伝』の中で次のように述べている。

当時の頭を初め諸役人を蔵元に召喚拘置し、事件の真相を確かめ主謀を糺すと共に、新制度に服従せしめる目的を以て拷問に附した。四百年來王政の光を放った蔵元庁舎は今や闇魔の庁と化し、諸役人叫喚の声は漲水の濤声と共に寺山にこだまし<sup>(39)</sup>(た)

園田らの捜査の結果三六冊の盟約書も、事件を構成する重要な証拠品として取り上げられた。園田は事件が一応の決着をみたので、宮古島を引揚げるが、その時に、特に暴動の主要行動隊となった五ヶ村(下里、西里、東仲宗根、西仲宗根、荷川取)の士族に対して、史料(4)で示した謝罪書を作成し、署名させている。この処置は新しい支配・服従関係の服従をとりつける第一歩を歩みはじめたことを意味する。

ところで、筆者は、反抗運動の底辺を見るところ立場から、血判誓約書の存在と発見が宮古島のみに限られるかということを考えてみたい。

反抗運動が首里王府の統一的な運動であってみれば、全沖縄にその組織化を示す血判書が発見されうるはずである。しかし伊波普猷はこれまでのところ、宮古島以外からの血判誓約書を没収した形跡はないと述べている。はたしてそうだろうか。以下この点を少しく検討することにする。伊波普猷は「旧藩民誓約

血判書<sup>(44)</sup>の中で、この点に関連してこう述べている。

これを見給へ。荷川取村の与人以下の吏員の名や彼等の妻子眷族の名やその他村中の老若男女の名が悉く羅列してあって、おまけに血判までしてある。そしてかういふのがもう三十通もある。この三冊の中に宮古島のはすっかり網羅されてゐる。

ここで注意すべき言葉は「村中の老若男女」が血判していることと「宮古島のはすっかり」没収されたということである。続けて、警察の捜査に関して、伊波普猷は、

警察は時を移さず捜査を方々に派遣して家宅捜索を行ひ、たうとう三十一通<sup>(45)</sup>の血判書を取り上げて了つた。宮古の警察からこの通知が到着するや否や、沖繩本島の方でも家宅捜査が始まったが、もうすっかり焼いて了つた後だった。

伊波普猷は沖繩本島でも血判行為のあったことを認めてはいるものの、それが、血判書を保持することや弾圧を受けるかもしれないと考へてか、また、首里王府の戦略の転換があつてか、その理由は明らかでないが、とにかく焼却してしまつて発見されないことを指摘している。この点に関して、筆者も現物の存在を確認しているわけでもなく、決め手になる証拠もないので断言はできない点を留保しつつ、次の文書から、発見されたようにも受けとれるので敢えて問題を提示することにした。

尚泰は、一八七九年（明治一二）十月八日富川親方、浦添親方に宛て書簡を送っている。すなわち、

島尻辺ノ間切ニテ仰セ日記ト題号有之候ヲ探リ出シ候処、夫ニ大和人ヨリ役職申付候テモ、不請付、且租税一件専有之節ハ、役々不能居候付、不相分ト返答イタシ、此件違犯候ハハ可及斬罪、云々契約有

之、下民ノ致方ニ候ハ、不相構候得共、役人之契約ト申候得ハ、事ニ因リ藩王江モ可相懸<sup>(46)</sup>

この文書は、非協力・不服従運動の中核に位する旧琉球藩王尚泰の獄中からの敗北宣言にも似たメッセージで、その転身・変身ぶりは実にあざやかというほかない。ここで重要なことは、この文書における「島尻辺ノ間切」という個所である。これを文字通りにとれば、島尻地方のある間切を指すことになる。これに依拠するかぎり、血判書は沖繩本島からも発見された可能性を示していることになる。血判誓約書のことを別名「仰セ日記」ともいわれるが、この「仰セ日記」のことは、警察官が百方捜偵して得たのだと『原応侯<sup>(43)</sup>』に出ている。「仰せ」ということは、血判書の性格を端的に表現しているようにも思われてならない。ところで、この血判誓約書と同時に次のことも決められていた。すなわち「租税は悉く大和政府に上納せざる約をなし、人々相戒め、結束を固くし、大に大和政府へ反抗」するということである。この内容は尚泰の書簡でふれていることと同一であるが、原忠順は「仰セ日記」をどこの間切より入手したという記録を残していない。原忠順が、先の謝罪書の作成や血判書の捜査に活躍したことは別の史料によつても明らかである<sup>(44)</sup>。

首里王府の中核にあつた三司官から血判書による反抗運動が挫折してその累が藩王尚泰に及ぶことを慎重に配慮した形跡がある<sup>(45)</sup>。しかし反抗運動の中心に尚泰があることに変わらぬ。血判誓約による運動開始、すなわち闘争開始は闘争の形態によって多少、前後するであろうが、しからばその血判誓約による作戦放棄ほどの時点に求められるであろうか。その崩壊化は尚泰の上京により進行しつつあり、実質的には、サンシイ事件の終息によつて決定的であろうが、やはり最終的には旧琉球藩の象徴である尚泰の敗北

宣言が必要であろう。先の伊波普猷の指摘にもあったように、本島で血判誓約書を焼き捨てたということは、捜査の厳しさと追求を恐れたることか、または無条件降伏による抛棄によるものかは明らかでない。大勢はすでに明治政府の命に抗する力を失っていて、次に掲げる尚泰の言葉は追認的な意味しか持ちえなかったとしても、ある意味での血判による反抗運動の停止を宣言したものであった。

廃藩後、旧官吏共租税取納致シ、且諸郡ノ内役人等私カニ不法ノ契約ヲ結候者モ有之由(中略)、廢藩相成候以上ハ、県規可致遵守ノ処、各ニモ存知ノ上右通候哉、政府ニ対シ不都合相成於拙者モ込入候、就テハ其後御規則ニ不振様厚ク注意可有之候<sup>(46)</sup>。尚泰の挫折と変心はまさに統合における新しい支配服従関係の成立を告げるものであり、王府への服従を解除し、明治国家すなわち、統一権力への服従の転換を宣言するものであった。

県令鍋島直彬は、赴任直後の状況を次のように述べている。

旧藩吏等陰ニ役所ヲ設ケ愚民ヲ煽惑シ窃ニ租税ヲ徴収シ加フルニ我政府ノ命令ニ順ハサルノ盟約ヲ縮メ動輒スレハ政治ノ妨碍ヲ為シ姦計黠智ノノ陰謀ヲ肆ニスルヲ洞知シ寛猛弛張百方力ヲ窮メ尋常ノ処置ヲ以テハ決シテ彼等ノ迷夢ヲ喚醒ス可ラサル<sup>(47)</sup>

初期県政が困難にみちていたことは「盟約ヲ縮メ動輒スレハ政治ノ妨碍ヲ為シ」たことから明らかである。△首里王府▽を頂点とする旧支配層の反抗は、一時統合化の波を塞ぎ止めたかに見えたが、長期的な反抗は中枢部の挫折によって、もはや不可能となっていたのである。またそれが制裁をともなった服従の強要であつてみれば、制裁を執行しえなくなれば一挙に崩壊する宿命を持たざるをえなかった。

しかし、最大の要因は、明治国家すなわち、明治政府の権力が強力であり、その発動が急速であつたことであろう。強権の発動が軍事力・警察力を用いたということのなかにこのことを如実に示している。

## 六 士族と役

宮古島士族でも心付役になれるのはごく限られた一部の者であつた。一八九三年(明治二六)の『沖繩旧慣地方制度』によって、宮古島の行政組織を見ると図の通りである。<sup>(48)</sup>ここに出ている人数が支配機構の末端の政治に参加していたのである。ところで、この役職を日常的に補完、補充する予備役的な士族が大量に生産されていたことが、より重視すべきことである。

宮古島は、平良間切(十一村)砂川間切(十一村)下地間切(十二村)の三間切と多良間島(三村)の一島から成っていた、全村数三六(明治一五年)となつているが、<sup>(49)</sup> 杣山筆者、耕作筆者、耕作飯筆者が各三六名となつているのも一村に一人いたことを示すものである。宮古島の士族の多くは漲水港のある現在の平良市を中心としてその周辺の五ヶ村(東仲宗根、西仲宗根、荷川取、西里、下里)に居をかまえていた。

島尻勝太郎によれば、宮古島の人口は次の通りである。「明治二十六年、穀納のための正男女調査によれば、士族、六八三九人、平民、一一一〇〇人あり、農民の請願中には、島役所、蔵元、村番所にいて遊食する者、七五六人と言つている<sup>(49)</sup>」となつている。これによつても、いかに士族の数が多かが窺えよう。士族と農民との区別を示す史料に、





前月ヲ以テ終トス但シ年齢二十歳未満ノ勤務月数ハ算入セス

(二) 宮古郡八重山郡ニ於テハ仮若文字若クハ旧仮筆者宮古郡ノ加勢筆者八重山郡ノ雇ノ在職年数ハ其ノ職務ニ就キタル月ヨリ前項ニ依リ計算ス<sup>(52)</sup>

この規定の通りに「一時給与金」が支払われることになれば、宮古島の旧吏員は、「在職数十年の勤功水泡」になること、また支払われても偏重偏軽になるとして、請願書を提出したのである。このことを当時の新聞記事の報道によると、

宮古島奉職者共には専ら在職の俸給を以て生計を為し度目的を立幼年より加勢筆者へ出仕し数も加勢筆者には固より無給料なるに付専ら自費を以て勤務に服し三四十余年の勤功を募り即年齢四五十歳若しくは六十歳位に至り漸く仮若文字に昇進する有様にて小身者共多分負債して以て取繕ひ至極困難の暮しに有之候処適々目的の初段相達し既に仮若文字に進給したるも給与金の恩典を蒙むる能はず或は給与金下賜せらるゝも在職年数の多額なるに成せず余りにも小額にても迷惑至極に有之其他若文字耕作筆者袖山筆者目差歳筆者与人首里大屋子に至るに於ても同様の迷惑に相掛り<sup>(53)</sup>

これによって、星功を積んで心付役になるまでに、いかに忍耐を必要としたかがわかる。この事情は宮古島の士族社会のみに特有なものではなく、沖縄の全士族のおかれている状況も同様であった。次の史料はそれを示している。ここに引用したのは県令岩倉通俊が藩の旧役人に対し援産金を支給してほしいと内務卿山県有朋、大蔵卿松方正義に送った書類の一部であり、これには、士族の立場がよく伝えられている。

其出願者ハ即従前無禄士族ニシテ旧藩中諸役署ノ筆者(中略)以下ノ賤民ニ従事シ他年積功ニ依リ更ニ

心付役ニ任セラルヘキ性格ヲ有セシ旧藩役員ナリ蓋シ該役員ナルモノハ大抵数十年間無給或ハ最薄給ヲ以テ役セラレ時トシテ内地又ハ支那等へ旅行スルコトアリ其勤労失費ニ鮮少ニアラス故ニ当時僅ニ給料ヲ受ケシモノ、如キモ素ヨリ以家計ヲ弁スルニ足ラサレハ其若干年間ノ勤務中ハ曾テ其報酬ヲ受ケサルモノト云フモ過言ニアラサルナリ然リ而シテ斯ク多年ノ勤労失費ヲ願ミズ甘ジテ其職務ヲ奉スルモノハ他ナシ唯一ノ心附役ナルモノニ進ミ其役得ヲ受ルノ期ヲ待ニアル而已<sup>(54)</sup>

特にその心付役の顛末にふれて、

心付役ナルモノハ数十年間勤労ノ義務ヲ負ヒ数十年ノ後ニ至リ榮利ヲ受クルノ権利ヲ得ルモノナレハ所謂官民双務ノ契約ニ係リ一種特別ノ家禄ト云テ可ナリ然ルニ先般廢藩ニ際シ半途ニシテ廢役シ目下ノ窮困ハ勿論既往ノ勤労将来ノ企望モ俄然水泡ニ属セリ是レ畢竟制度変更ノ然ラシムル所ト云フト雖トモ情実ニ於テハ大ニ慰諒セサルヲ得ス<sup>(55)</sup>

サンシイ事件を考察するにあたって、先にも指摘した通り、星功の中断及び廃止が士族層にどのような心理的な衝撃を与えたかということとの関連で把握することが必要である。

東恩納寛惇は、処分が士族にとって星功中途となったことを「徳政令以上の騒ぎ」であったと述べている。さらにこのことは「経済上重大な脅威であった」とも指摘している。<sup>(56)</sup>

これらのことを考慮する時、上級士族及び下級士族がサンシイ事件の暴動に参加していく心情が理解できるであろう。すなわち、苦心、忍耐の末に獲得した星功、それは自己の出世を保障する唯一の手形であるが、それすらもが、単なる紙切れと化し、不渡になることは、何んとしても憤懣やるかたない気持にさ

せたであろう。この不満と怒りが王府の命令もあつたとはいへ、農民を強要して明治国家に抵抗するサンシイ事件となつて暴発したのである。

## 七 農民の状況

不服従・非協力の反政府運動における農民の立場を取り上げることが小論のコア(核)となる部分であるが、ここではその状況を若干、提示するだけにとどめておく。

幕藩制下における宮古農民は島津、首里王府の二重の苛酷な収奪に圧しつぶされていた。この宮古農民に対する収奪方法はその意味で沖縄本島のそれとも異つていたといわれる。

一八九四年(明治二七)、沖縄の旧慣制度を調査した一木喜徳郎は

宮古島ノ租税ハ人民ノ資力ニ関係ナク人頭ニ賦課スルモノナルカ故ニ一旦滞納処分スルトキハ以後年々滞納者トナリ其滞納ニ対シ処分スベキ方法ナキ

と、述べている。滞納者を出さない唯一の方法は制裁であつた。その制裁はもちろん心理的圧力を加えることも含まれるが、執行は凄惨なものであつた。すなわち、「足車科、鞭科、策牢込、蔵込、寺入」の規則は身体への物理的制裁を加え、あるいはその強迫において収奪体制を維持していたのである。

この貢租、人頭税に関して、島尻勝太郎によって詳細な分析がなされている。

島尻勝太郎によると、

平民男の負担は、士族の約倍である。このように、本租の外に附加税が多く、かつ免除者が多数で、その負担は貧富によらず、逆に士族にうすく、平民に重く、しかも個人に割り当てられることが、人頭税を最も苛酷なものとする理由である。

士族の租税負担が農民の半額であること、かりに役職について心附役となれば、全く免除され、そのうえ、報酬をもらうということになると、役人になることへの執念が、いかに切実なものであつたか想像できよう。

一八七九(明治十二)年五月十九日、置県処分の直後、宮古島に渡つた探偵者から次のような現地状況を報告してきている。すなわち「当地ハ斯ク絶海之孤島ナレハ土民之内ニテ那覇辺之景況等ヲ知りタル者ハ僅少」である。統けて一八五八(安政五)年、島民が琉球王府の苛政を訴えて「日本」の直轄を請うた「波平事件」について述べている。

当島ノ者ニテ島尻与人ナル者アリ旧藩吏ノ苛政ヲ痛ク悪クミ人民ノ疾苦ヲ哀ミ宮古島ヲシテ日本政府ノ直轄タランコトヲ冀ヒ自ラ内地ヘ至リ哀訴セント図リシニ風波ノ為メ日本ヘ達スル能ハス不得止相認メタル歎願書ノミ日本船ニ托シ其意ヲ通セントセシニ不幸ニシテ其書藩吏ノ手ニ落チ終ニ当島海浜ニ於テ斬罪ニ処セラレシ

と、このように琉球藩吏に対する宮古農民の怨嗟を指摘し、したがって「早く頑固ノ藩吏ヲ退ケ人民ヲシテ大政府ノ主意ヲ知ラシメ」ることの必要性を探偵者は説いている。これまで見たように、サンシイ事件は、宮古島士族層の硬化した一面を象徴的に物語っている。首里王府の命令を遵守して明治政府に対する

不服従、非協力運動は宮古においても熾烈に展開されたのである。士族にいたっては自ら血判誓約に署名した。しかし、農民層の村ぐるみによる血判誓約書への血判行為はどうか理解すべきか、この点に関し、筆者は、農民の血判、誓約は与人・目差の村役人に強制されたものであり反抗運動への参加は自主的なものではなかった、と指摘した。しかし、村役人が農民を強制的にでも把握し、地方警察権力と対決し得たのは警察力が地方において微力の段階にとどまっていたときであった。

士族層の反抗が「琉球へ従来通り旧藩ニ復シ全ク琉球人ヲシテ施政ヲ取<sup>(62)</sup>」るという方向をもっていた。農民は永年の苛酷な収奪と弾圧で無力と諦観の境地に追いこまれていたが、漸く時代の胎動を感じはじめていたのではなからうか。士族らは「下地仁屋」の破約を契機に、無方向な農民の不満を煽動した。そして農民の力を排外意識に向けさせて、政府の出先機関と衝突させようとしたのである。そして、全士族層の利益を温存しようとする企図した。しかし、その計画も失敗した。とはいえこれほど激しい士族の反抗運動は宮古以外では起っていない。

「サンシイ事件」に参加した一部の若者衆を除いて、事件に直接的に参加してない大多數の農民はどのような生活をしていただであらうか。ここで少しく農民の生活状態に目を向けてみよう。

一八八一（明治十四）年、二代目の沖縄県令上杉茂憲は治下県民の民情を探り施政方針の参考にしようと考え本島を視察している。上杉は翌年三月政府に対し「吏員改正ノ儀ニ対シ上申<sup>(63)</sup>」をしている。その中で彼は農民の生活について次のごとく報告している。

各間切諸島ノ如キハ僅々村吏員等ノ家ヲ除クノ外其家屋ハ小丸木ヲ柱トシ葺クニ茅草ヲ以テシ風雨ヲ蔽フニ苦ミ冬夏ヲ分タス一ノ飢患ナル芭蕉布ヲ衣終年ノ食ハ一ニ甘藷ト蘇鉄トニ止リ居ルニ席ナク食スルニ器ナク鶏豚牛羊ハ家中ニ雑畜シ人ノ畜類ト許多ノ區別ナキモノノ如シ終年ノ内男耕女織汲々遑々タリ其産出スル所ノ米粟豆ハ総テ貢租ニ充テテ足ラス貢糖ノ外私買スル所ノ砂糖ハ之ヲ貢租ノ欠通ニ充テ其餘ハ之ヲ間切町村内ノ公費ニ充テ貢布外ノ反布モ亦然リ一粒ノ米粟自ラ食スル能ハス一尺ノ反布自ラ衣ル能ハス<sup>(64)</sup>

と。同年八月、上杉は宮古島の視察にでかけている。宮古の民情を熟察してこう記している。

今日平民ノ情況タルヤ豚兎ヲ懐ニシ畜犬ト座ヲ同フスル固ヨリ怪ムニ足ラス居ルニ床ナク寝ルニ衾ナシ其屋僅ニ雨露ヲ凌クニ止ルノミ其現況実ニ名状スヘカラス印度ノ土人モ宛ナカラ是ニハ優ルヘント想像セラレタリ<sup>(65)</sup>

上杉も指摘しているように、農民の生活境遇は実に惨々たるものであった。本島の農民も宮古の農民も貧困な生活に打ちひしがれていた点では同様であった。これよりもやや時代はくだるが、「沖縄県宮古島島費軽減及島政改革請願書」の中に、次のような農民の生活状態を記した史料がある。

島民ハ皆薩摩芋ヲ常食トシ富裕者ト雖モ僅ニ祝事祭典ノ時粟ヲ食スルノミ大半ノ島民ハ粟ノ味ヲ知ラズ味噌ヲ有スルモノハ全島民四分ノ一ニシテ他ハ皆海水ニ淡水ヲ和シ薩摩芋ノ葉莖或ハ海草等ヲ煮テ食セリ（中略）其住スル家屋ハ丸木ヲ以テ築キ草ニテ家根ヲ葺キ茅ヲ編ミテ四面ヲ囲ヒ大半ハ屋内土間ニシテ稍ヤ上流ナルモノハ僅ニ丸木ヲ二ツ割ニセシモノヲ敷クノミ席ヲ敷クモノハ絶ヘテ稀ナリ<sup>(66)</sup>

と。ここに描かれている農民の生活と置泉処分前後のそれとはそれほど変化がなかったであろう。かよう

な生活を送っていた農民の姿は、探偵者や松田道之の目に、

其土民ニ至テハ実ニ平穩ニシ更ニ其藩ト県トノ如何ニ関セス只營業ヲ是レ勉メ淳朴可愛中ニハ政事ノ改良ヲ希望シテ悦喜スル者モ往々アリ<sup>(66)</sup>

と映ったことは推測にかたくない。大掴みに言って、農民層は明治政府の置県処分<sup>(67)</sup>の政治的変動に「直接的」には影響されてない、といえるかもしれない。

そのことは血判誓約をするということで、首里王府を支持していたからである。強要された誓約は、農民にとって行動の積極的な源泉にはなりえなかった。逆に言えば、血判誓約の行為をもって一切の行動を首里王府に委ねたからであろう。血判誓約は、その意味で、農民層が統一権力(明治国家)に傾斜していく可能性を事前にくい止めるための手段として首里王府が考案したものであった。その意味で、農民の静観は、いわば権力に対する冷淡を表現したものととれよう。

## 八 むすびに

以上に検討した結果をまとめながら、なお残る二三の問題点を提示して、小論のまとめにしよう。

明治政府の処分への対応のあり方の意味内容が琉球処分<sup>(68)</sup>の歴史的意義を決定するという立場にたって、支配層(士族層)、被支配層(農民)のそれぞれの反応に関心を向けてきた。この視点の背後には処分をなす権力の正統性をいかに評価するかという広義にわたる価値判断の問題もあったが、ここでは、権力の安

定化という点で支配・服従関係における服従の調達を可能にする正統性<sup>(69)</sup>にのみ限定して考察を進めてきた。処分期を特徴づける政治的特質は政治の状況化<sup>(70)</sup>という点にある。したがって、その状況化の具体的な表現を究明するために、地方的ないし村落のレベルにおける諸集団の個別具体的な実態を実証的に明らかにすることこそが第一に着手せねばならぬ作業であるとし、その対象として宮古島におけるサンシイ事件を取り上げ、その暴動の士族的側面及び農民的側面を析出したのである。筆者はその析出にあたって、支配・服従関係において、政治的主体としての士族層(支配層)が客体としての農民層にその服従すべき内容として提示、指定した血判誓約なるものに注目し、その作成される回路の分析を通じて、処分に反対する不服従・非協力運動の実態を浮き彫りにすることに力点をおいた。血判誓約書の作成にあっては宮古島の場合、主導権をとったのは上層士族であり、血判によって農民層を反対運動に組織化したのは与人・目差のいわば在地の役人層であった。士族層の血判誓約はその身分的特質からいって自主的、自発的で積極的であったが、農民層の場合は必ずしも士族と同様であったとはいえない。農民層の血判行為は首里王府による暴力の発動による制裁へのおびえ及びその威嚇によるものであろう。政治的危機に直面する時に、服従の強制がまた一段と強化されるのである。またその強制的強度は支配層の政治的危機感の反映として露呈するところに特色がある。民衆の暴動への参加は、強制的極限化であり、また一瞬の解放の自己表現ともとれよう。しかし、この暴動は決して、客体が主体に転化しえないものであった。

暴動に参加した士族の行動を考えるにあたり、特にその身分制度のあり方に注目する必要がある。士族の行動は自らの利益を擁護する唯一の手段であったが、下級士族の場合は星功による潜在的士族候補者と

しての身分を喪失させることへの絶望的な不安が異常なエネルギーとなって爆発したのである。後の史料によっても、士族の生存の手段とその希望を剥奪することへの怒りが、処分反対運動の原点となったことが理解できる。

血判誓約書が首里王府の中枢部において作成され、それが普及される過程においてそれと同時に組織化も浸透していくのであるが、このことを史料の存在形態より分析してみると、何よりもその形式が全く同一であることは、その源泉が一ヶ所であることを雄弁に物語っており、しかもその名称が「仰せ日記」というのも服従の強要を象徴的に表現している。反抗運動が地域的な課題も含め担った多様な形態をとっておれば、血判書はもっと変化に富み、抵抗も長期化しうる可能性を残していたであらう。

この暴動は今後にも多くの検討すべき事残している。その一つは権力の集権化による地方の統合という点で、明治初期における、士族反乱との比較研究であり、他の一つは、日本の周辺地域である沖縄地方のしかもその周辺地域に起った暴動である点である。後者は沖縄本島と離島との上に展開する支配のあり方の「同異」を析出することにもなる。また、宮古の士族内部における問題も分析的に考える必要がある。これは後の農民運動との関連でも重要である。

最後に、この暴動が、政治の状況化で起ったことの意味を、重視する必要がある。すなわち、支配・服従における旧権力と新権力の重層的な関係がしかも拮抗しつつ、その対立のなかに客体としての民衆の登場を促進させたことである。首里王府が明治国家の中に包摂されながら、権力としての等質性が結合し

て、新しい支配・服従の関係を形成しつつ政治体制を確立していく時に現われる様々な相貌を示しているサンシイ事件には、多くの人の心をかりたてるものが秘められているようである。

## 注

- (1) 田港朝昭「近代における沖縄」(岩波講座『日本歴史』16巻 近代3、一九七六年六月)、仲地哲夫「八琉球処分研究の成果と課題」(『歴史評論』二六六号 一九七二年八月)、仲地哲夫「八琉球処分における若干の問題点」(『歴史評論』二七一号、一九七二年十二月)参照。
- (2) K・W・ドイッチェ著 勝村茂・星野昭吉訳『ナショナリズムとその将来』勁草書房 一九七五年、参照。
- (3) いわゆる「反復婦論」の台頭は、復婦論が一体化のために批判力を喪失したことへの反響的な意味を持っていた。その衝撃は巨大であり深刻であった。
- (4) 復婦の後に一体化、系列化の波が滔々と進行し、ために混迷と低迷におちいった。これは今も続いているといえよう。
- (5) 小論において「統合の論理」をK・W・ドイッチェの『ナショナリズムとその将来』から示唆を受け、さらに統合によって起る新しい、支配服従関係の形成の分析にあたっては、先のK・W・ドイッチェ『政治および権力の概念について』(R・アロン、H・J・モーゲンソー他、岡本順一訳『国際関係の理論と現実』、法律文化社、一九七一年)、福田敏一「政治における暴力と恐怖の問題」(『現代政治と民主主義の原理』岩波書店 昭和四七年)、京極純一「政治権力について」(『現代民主政と政治学』岩波書店 昭和四四年)から示唆をうけた。
- (6) これは歴史的固有名詞として定着しているが、その名称の由来には下地仁屋(利社)の一家の綽名をサンシイ、又は三姓といったことに基づくといわれている。これは下地仁屋が明治政府に対し賛成した態度をと

ったということを根拠にしているようだが、この養成ということには裏切者という憎悪と反撥の感情がこめられている。

- (7) 処分反対運動の一つとして清国へ脱出することがあったが、この士族層による脱清行動については、比屋根照夫「琉球復旧運動の軌跡」(『那覇市史』通史、第二卷一九七四年)が、最も詳細な分析である。
- (8) 新川明『異族と天皇の国家——沖縄民衆史への試み——』二月社 一九七三年 五〇～八頁。
- (9) (10) 同前 五五頁。
- (11) 同前 五三頁。
- (12) 同前 五五頁。
- (13) 宮城栄昌は「逆の誓約書」の問題を理論的に指摘しているが、これは研究段階と研究状況の乖離をいみじくも突いたことになるうか。
- (14) 新川明(前掲書) 五五頁。
- (15) 新里金福「サンシイ事件」(『沖縄の百年』第二卷、大平出版、一九六九年) 四九～五七頁。
- (16) 『仲原善忠選集』第一卷 沖縄タイムス。(『沖縄現代政治史』) 四七三～四頁
- (17) 慶世村恒任「宮古史伝」
- (18) 西里喜行「旧慣下の県民の動向」(『沖縄県史』第一卷 通史、一九七六年三月) 一七八頁。
- (19) 金城正篤「初期県政」(『沖縄県史』第二卷 政治篇)の一五三～五頁に血判書は収録されている。初期県政について中島宏司「明治政府の初期沖縄政策」(『日本史研究』一七一号、一九七六年十一月)がある。
- (20) 伊波普猷「旧藩民誓約血判書」は大正一二年、二月号「沖縄図書館報」に発表されたが、それには、血判書の写真は入っていない。『琉球古今記』に収録するにあたり写真を入れた。今日、見ることのできる唯一の貴重な写真となった。

- (21) 『三条家文書』書類の部、三六琉球関係、1琉球事件抜萃 明治五年 一綴、2琉球問題 森有礼密信 明治九年 一綴、3琉球藩処分意見 伊藤博文 明治十一年十二月 一綴、4琉球藩情見聞報告 園田安賢 明治十二年四月二十四日 一綴、5琉球藩主上京猶子願 明治十二年五月 一綴、6薩摩置県ニ付喚願書 沖縄各村代表 明治十二年八月二十三日 一綴、7宮古島島民ニ対スル告諭 園田安賢 明治十二年八月二十三日 一綴、8園田安賢報告書 宮古島ニテ多人数密視派出所押入事件 明治十二年九月 一通・一綴、(付)島民誓文写 大和人ト交際禁止 明治十二年閏三月 一綴、9井上馨意見口話覚書 琉球処分 明治十二年 一綴、10駐独北京公使宛岩倉具視答書大意 琉球処分 明治十四年七月 一通、11琉球処分意見 竹添進一郎 明治十三年十二月十日 一綴、12ヘネシー内報告 琉球事件 清国政府内情他 明治十四年十月十五日 一綴、13琉球事件談判筆記 竹添進一郎・黎庶昌 明治十四年十二月四日 一綴、14駐独北京公使ヨリ岩倉具視宛書翰写訳 琉球事件 明治十四年 三綴 国立国会図書館憲政資料室。
- (22) 『鍋島直彬沖縄関係文書』「連名血判誓約書」(写)「沖縄史料編集所」。
- (23) 伊波普猷「旧藩民誓約血判書」(『伊波普猷全集』第七卷 平凡社 一九七五年、三〇八頁)。
- (24) 「懲役人奥平昌綱特減ノ件」付属書、(『沖縄県史』第十二卷、沖縄関係各省公文書I) 七四六～五七頁。
- (25) 明治文化資料叢書刊行会「明治文化資料叢書」第四卷、外交編(琉球処分)(風間書房 一九六二年) 二五九頁。
- (26) 『沖縄県史』第十二卷 七四六～五七頁。
- (27) K・Wドイッチェ(前掲書) 二〇頁。
- (28) (29) (30) (31) 『三条家文書』
- (32) 喜舎場朝賢「琉球見聞録」 東洋遺著刊行会、昭和二十七年、一一九頁。
- (33) 同前 一三二頁

- (34) 『明治文化資料叢書』(前掲書) 三〇六頁。
- (35) 『明治文化資料叢書』(前掲書) 三〇六頁。
- (36) 同前 二五六頁。
- (37) 同前 二五八頁。
- (38) 同前 三〇七頁。
- (39) 慶世村恒任『宮古史伝』 一九二頁。
- (40) 伊波普猷『旧藩民誓約血判書』(『伊波普猷全集』第七卷・平凡社 一九七五年) 三〇八頁、三〇九頁。
- (41) 宮古島の血判誓約書は県立図書館に移管される前に五通はすでに行方不明になっている。血判書を通、冊と記しているが、この場合、一村で一通ないし一冊と見れば、同じとみてよからう。
- (42) 『史料稿本』尚泰関係史料『那覇市史』資料篇 第二卷中の四、一九七一年、二〇五頁。
- (43) 久布白兼武『原応侯』 大正一五年、三四〇～三五〇頁。
- (44) 『鍋島直彬沖繩関係文書』参照。明治十二年十月八日、内務卿伊藤博文より、県令鍋島直彬に対しての書簡の中に、「島尻地方ノ隠謀露頭ヨリ恐怖ノ餘リ恭順ノ体ヲ表シタモノニシテ真ニ悔悟シタルモノニ無之ノミナラズ僅ニ一隅ノ餘間切及ヒ首里那覇ノ旧官吏輩ノ状況ヲ変ジタル迄ニテ全島ノ形勢ニ至テハ其如何ヲ知ル可ラサル処……」とある。これから見て、沖繩本島でも血判書は発見されたであろう。
- (45) 『琉球見聞録』(前掲書) 一一九頁参照
- (46) 『那覇市史』(前掲書) 二〇五頁
- (47) 『沖繩県令及小書記官等へ賞与ノ件』(『沖繩県史』第十二卷) 三八三～八五頁、『鍋島直彬関係文書』
- (48) 『沖繩旧慣地方制度』(『沖繩県史』第二卷) 八六～七頁
- (49) 島尻勝太郎『宮古農民の人頭税廃止運動』(沖繩歴史研究会『近代沖繩の歴史と民衆』一九七〇年) 五九頁。

- (50) 『沖繩旧慣地方制度』(『沖繩県史』第二卷) 三六頁。
- (51) 稲村賢敷『宮古島庶民史』一九五七年、三二七～八頁(三書房版 二八三～八四頁)。
- (52) 『沖繩県史』第十三卷 六七二頁。
- (53) 『琉球新報』明治三十一年十一月五日(『沖繩県史』第一六卷) 七三～四頁。
- (54) 『旧琉球藩諸役署筆者以下ノ者へ援産資金恩賜其他ノ件』(『沖繩県史』第十三卷) 一〇五～八頁。
- (55) 同前、付属書。
- (56) 東恩納寛惇『南島論攷』実業之日本社 昭和十六年 二二頁。
- (57) 『一木書記官取調書』(『沖繩県史』第一四卷) 五七二頁。
- (58) 笹森儀助『南島探験』(『日本庶民生活史料集成』第一卷 三一書房 一九六八年) 五三九頁。
- (59) 島尻勝太郎(前掲書) 五八～九頁。
- (60) 『明治文化資料叢書』(前掲書) 三三四～五頁。
- (61) 同前 三二四～五頁。
- (62) 『沖繩県史』第二卷 八五一頁。
- (63) 同前 八〇三頁。
- (64) 『上杉県令沖繩巡回日誌』(『沖繩県史』第十一卷) 七三頁。
- (65) 『沖繩県史』第一四卷 六一〇～一頁。
- (66) 『明治文化資料叢書』(前掲書) 二二八頁。
- (67) 注(44)の同じ文書の中に「彼等所犯ノ二ヶ条ハ十分紕問ヲ遂ケテ其指示教唆者ヲ明ニシ就中盟約一条ノ仰日記ノ如キハ首里旧評定所ノ手ニ成リタルモノト視認ムヘキ形蹟ニ付其根源迄モ推究ノ上旧三司官等ハ固ヨリ之ニ関係シタル旧官吏等ノ罪科ハ寸モ之ヲ仮サス大ニ之ヲ論スヘキモノトシテ敲重之ヲ督責シ遂ニ彼等



ヲシテ悔悟謝罪自ラ寛典ヲ乞フテ不止ノ場合ニ至テ始テ寛典ノ事ヲ論スヘキ筋ニ有之候」とあるが、このことから、血判書の原文が首里王府で作成されたであろうことがわかる。この書簡の追記の個所に「宮古島ノ儀モ先般兇徒集衆殺人ノ扣業糾問中ニ付テハ県治ヲ布クノ好機会ハ此時ニ在リト見込候ニ付」というきわめて正確な、且つ、冷静な状況判断を下している。

〔附記〕 小論をまとめるに際して、国立国会図書館憲政資料室の桑原伸介氏と同アジア・アフリカ課の平和彦氏には資料の便宜をはかっていただいた。また、稲村賢敷氏、島尻勝太郎氏、西里喜行氏、比屋根照夫氏から貴重な示唆をいただいた。これらの方々に心からなる感謝のことばを申し上げたい。小論は、昭和五十年度文部省科学研究費補助金を受けた「一般研究(D)」 「日本近代史における琉球処分の諸問題」の調査成果の一部であることを附記しておきたい。なお、小論は、「近代日本国家の琉球藩の反抗」(『琉球法学』第二〇号、一九七七年)とは基本において同じであることをおことわりしておく。